

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知）新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
第一・第二（略） 第三 業務委託に関する事項 1～3（略） 4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係） (1)（略） (2) 人員に関する事項 ア 受託責任者 (ア) 受託責任者について 新省令第9条の10第1号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項に関する知識をいうものであること。 ①～⑧（略） また、相当の経験とは、次に掲げるものを用いるものであること。 ① 栄養士又は管理栄養士の資格を有する者にあつては、患者等給食業務に従事した経験 ②～④（略） (イ)～(エ)（略） イ（略） ウ 栄養士又は管理栄養士 受託業務の責任者が栄養士又は管理栄養士である場合には、改正後の省令第9条の10第3号の規定を満たすものであること。	第一・第二（略） 第三 業務委託に関する事項 1～3（略） 4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係） (1)（略） (2) 人員に関する事項 ア 受託責任者 (ア) 受託責任者について 新省令第9条の10第1号に規定する相当の知識とは、次に掲げる事項に関する知識をいうものであること。 ①～⑧（略） また、相当の経験とは、次に掲げるものを用いるものであること。 ① 栄養士の資格を有する者にあつては、患者等給食業務に従事した経験 ②～④（略） (イ)～(エ)（略） イ（略） ウ 栄養士 受託業務の責任者が栄養士である場合には、改正後の省令第9条の10第3号の規定を満たすものであること。

エ (略) (3) (略) (4) 運営に関する事項 ア 業務案内書 改正後の省令第9条の10第9号に規定する業務案内書には、次に掲げる事項が記載されていること。また、求めに応じて、常時開示することができるようになること。 ① 受託責任者、食品衛生責任者、栄養士又は<u>管理栄養士</u>、調理師の氏名、配置場所等 ②・③ (略) イ (略) (5) (略) 5～10 (略)	エ (略) (3) (略) (4) 運営に関する事項 ア 業務案内書 改正後の省令第9条の10第9号に規定する業務案内書には、次に掲げる事項が記載されていること。また、求めに応じて、常時開示することができるようになること。 ① 受託責任者、食品衛生責任者、栄養士、調理師の氏名、配置場所等 ②・③ (略) イ (略) (5) (略) 5～10 (略)
---	---